



# くらしの情報とやま



トピックス P2 富山県消費者教育推進計画の改定について

発行 / 富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html)

## 母の遺品整理をしたいのですが、業者の選び方がわかりません。遺品整理サービス業者から電話勧誘やDMが頻繁に来るのですが…。

### 相談

母が亡くなり、業者に遺品整理を依頼したいと思っています。遺品整理サービス業者や便利屋等から、頻繁に勧誘があるのですが、どう選んでよいかわかりません。料金や作業内容に関するトラブルも多いと聞くのですが、契約をする際は、どんな点に注意すればよいでしょうか…。(40代 女性)

### 回答

親族等が死亡した後、故人が所有していた物の整理、処分等を業者に依頼する、いわゆる「遺品整理サービス」は、核家族化や高齢者の独居世帯の増加という社会変化の中で注目されています。一方、「高額な追加料金が発生した」、「処分しない予定の遺品が処分された」など、料金や作業内容に関する相談が寄せられています。

契約の際には、次の点に注意しましょう。

(1)業者を選ぶ際は、最低限、必ず複数の業者から見積もりを

取りましょう。

(2)料金、作業内容やキャンセル料などを比較検討し、慎重に業者を選定しましょう。

(3)「今なら安くなる」などと急かされても、その場ですぐに契約せず、家族や周囲の人に相談しましょう。

(4)残しておきたいものまで処分されてしまうケースもあるので、残しておく遺品と処分する遺品を明確に分けておくようにしましょう。



不安に思ったり、トラブルになった場合には、早目に最寄りの消費生活センターにお問い合わせください。(消費者ホットライン「188 (いやや)」へ)

## 注意喚起！ 誤った使い方が火災の導火線に！

～配線器具で火災、やけどが発生～

電気製品接続のため、延長コードやテーブルタップなどの配線器具を使用する機会が増えていますが、これら配線器具による事故が毎年発生しています。

中でも延長コード及びテーブルタップによる事故が最も多く、配線器具の事故全体の約75%を占めています。

配線器具の事故は誤った使い方などによる火災事故等が多く発生しており、正しく使われていれば防げた事故も多いと考えられます。ほこりをためない、コードを傷付けない、最大消費電力を超えて使用しないなど、使い方に注意して事故を未然に防ぎましょう。

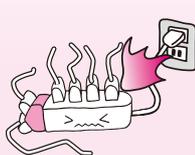
### ■事故事例

- ・延長コードを湿気が高く、ほこりが多い環境下で使用していたことから、延長コードの差込口の刃受け金具間に、ほこりなどの異物が付着して絶縁性が低下し、トラッキング現象が生じて製品が焼損した。
- ・事務所で、コンセント付きの収納棚に最大消費電力を超える電気製品を接続して使用していたため、コンセント部が焼損した。

### ■配線器具の事故を防ぐポイント



コードを束ねない



最大容量を超えない



コードを無理に曲げない  
引っ張って抜かない



コードを踏みつけない



自分で修理しない



トラッキング現象

電源プラグにほこりや水分が付いたままにしない

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (N I T E) のホームページをご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/data/000097168.pdf>

# 「富山県消費者教育推進計画」を改定します

県では、「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨を踏まえて策定した、「富山県消費者教育推進計画」に基づき、県民の皆さんのライフステージに応じた消費者教育を進めてきました。

このたび2019年4月から、本計画を改定し、民法の成人年齢引下げに対応した若年層向けの消費者教育の強化や、環境や人、社会に配慮した消費行動の推進など、さらなる消費者教育の充実に努めてまいります。

## 1 目指すべき消費者像（現行どおり）

☆自立する消費者	被害にあわない、合理的意思決定ができる消費者
☆「消費者市民社会」の形成に寄与する消費者	自らの消費行動が社会経済情勢や地球環境に影響を与えることを自覚して行動できる消費者



## 2 重点的に取り組むテーマ

消費者教育を推進するにあたっては、本県の消費者を取り巻く環境や現況を踏まえ、次の4つのテーマに重点的に取り組みます。

重点テーマ1	高齢者等に対する消費者教育の推進
重点テーマ2	若年層への消費者教育の強化
重点テーマ3	消費者教育の人材（担い手）育成
重点テーマ4	環境や人、社会に配慮した消費行動の推進



## 3 具体的な政策

学 校	成人年齢引下げに対応した消費者教育（授業・出前講座）の実施	重点テーマ 1・2
地域社会	高齢者等を見守るネットワーク・研修の充実	
家 庭	子どもの事故防止ツイッターの周知	
職 域	従業員向け出前講座の実施 など	



地域における人材	学生等の人材育成の充実	重点テーマ3
教 職 員	教職員向け研修会の実施、実用的な教材の提供	
消費生活センター及び相談員	相談員向け研修の充実 など	

SDGsにつながる「エシカル消費」の普及・啓発 など

重点テーマ4

【問い合わせ先】 富山県生活環境文化部県民生活課 富山市新総曲輪1-7 TEL 076-444-3129（直通）  
 ©計画本体は県ホームページにて近日中に公開予定です。

# 新生活スタート 暮らしに潜む危険

春は新社会人、新入学の学生さん達が新しい生活をスタートさせる季節です。暮らしの中に潜む様々な危険を回避するため、製品は正しく、安全に使用しましょう。(NITE作成「暮らしに潜む危険」引用)

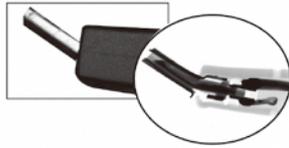
## スマホの充電ケーブルが異常発熱

### 事例

スマートフォンのACアダプターから火花が出て、指にやけどを負った。

### 原因

コネクタに無理な力を加えて抜き差ししていたために変形が生じ、ショートしたものです。



変形したコネクタの外観 (左)  
その内部をみたもの (右)

- ❗ コネクタに金属や、汗、飲料水、ペットの尿など液体を付着させない。
- ・ コネクタを接続するときは無理な力をいれない。
- ・ 一度変形したコネクタは使用しない。

## LEDランプが発煙

### 事例

LEDランプのスイッチを入れたところ、発煙した。

### 原因

取り付けの際、外さなければならない安定器をつけたまま使用したため、回路に過電流が流れて発熱し、破損したものです。



- ❗ 誤った製品を取り付けたり、取り付け方法を間違えて使用すると思わぬ事故につながるおそれがあります。特に蛍光灯器具のランプをLEDランプに交換する場合、既存の器具に適合するものかを確認してください。なお、取扱説明書等でも指定の器具について、注意喚起がされていないものもあるので注意しましょう。

## ヘアドライヤーの火花でやけど

### 事例

ヘアドライヤーを使用中、電源コードの本体側付け根付近から火花が出て、衣類とカーペットが焦げ、足にやけどを負った。

### 原因

コードを折り曲げたり、ねじったり、引っ張ったりして使用していたため、芯線が断線して火花が出たものです。



- ❗ 使用時や収納時にコードの付け根部分を折り曲げたり、引っ張ったりしないでください。収納時に、本体にコードを巻き付けしないでください。
- ・ ヘアドライヤーは消費電力(W)が大きく、コードに無理がかかった状態で使用を続けると、コードが断線して発熱し、危険です。

## 洗濯物が自然発火

### 事例

使用後の電気洗濯機から発煙し、洗濯物が焦げた。

### 原因

油分が付着したタオルを乾燥したため、油が酸化し、その際に発生した熱がこもり、自然発火に至ったものです。



- ❗ アロマオイル、食用油、機械油、ベンジン、ガソリンなどが付着したタオルや衣類は洗濯した後でも乾燥機で乾燥させないでください。酸化熱で自然発火する恐れがあります。

## 気づかぬうちに電気こんろのスイッチが入って火災

### 事例

電気こんろとその周辺を焼く火災が発生した。

### 原因

体が電気こんろのつまみに触れてスイッチが入り、こんろの上に置いていた可燃物が加熱されて焼けたものです。



- ❗ ワンルームマンションなどに設置されている小形キッチンユニット用電気こんろのスイッチが飛び出しているため、体や荷物があたって気がつかないうちにスイッチが入ってしまうというものです。
- ・ この電気こんろは、リコールされている製品でした。

## リコール製品の事故

毎年、リコール対象製品による火災等の重大事故が発生しています。事故を防止するためにもリコール情報をこまめにチェックするようにしましょう。

具体的には、

新聞の社告等を確認するとともに、お手持ちの製品がリコール対象製品でないか、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ等を活用して確認しましょう。

<http://www.nite.go.jp/jiko/shakoku/search/index.php>

# 架空請求

# 被害

# 急増中！

3 聞いてみる

不安なときは、

2 連絡しない

間違っても、

1 無視する

まずは、



消費者ホットライン  
188に相談

特定消費料金未納に関する  
訴訟最終告知のお知らせ

数字3桁

訴訟番号

ひらがな1字

この度、御通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、  
ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出さ  
れました事を御通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始  
させていただきます。尚、御連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理  
され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差押えを強  
制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を  
承諾して戴く様お願い致します。裁判取り下げ等のご相談に関しまし  
ては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。  
尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様か  
らご連絡いただきますようお願い申し上げます。

桐花紋のような紋章

※取り下げ最終期日 平成31年2月8日

地方裁判所管理局

お問合せ窓口 03-

東京都千代田区霞が関1- 受付時間 9:00~19:00

こんなハガキが  
届いたら

最寄りの市町村の消費者センターにつながります。

たとえ桐花紋が入っていても架空  
請求ハガキは無視してください！

## 消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

### 富山市消費生活センター (CiCビル内)

☎076-443-2047

高岡市消費生活センター ☎0766-20-1522

魚津市 市民課 ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111 (内334)

黒部市消費生活センター ☎0765-54-3198

砺波市消費生活センター ☎0763-33-1153

小矢部市 生活協働課 ☎0766-67-1760 (内735)

南砺市消費生活センター (井波庁舎) ☎0763-23-2035

射水市消費生活センター ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ☎076-464-1121 (内49)

上市町 町民課 ☎076-472-1111 (内103)

立山町 住民課 ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ☎0765-72-1824

朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100 (内134)

社会福祉協議会 ☎0765-83-0576

### ◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号 (富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時 (休日、年末年始を除く)

### ◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市赤祖父211 (高岡総合庁舎5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

### ◆富山県消費者協会 (富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時

◆消費者ホットライン ☎188 (いやや!) ※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/kj00016052.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00016052.html)